
プロジェクト リース

項目 IFRS 第 16 号における設例の取扱い（リースの識別）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 487 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 21 日開催）及び第 121 回リース会計専門委員会（2022 年 9 月 15 日開催）で検討した IFRS 第 16 号におけるリースの識別に関する次の設例の取り入れ方について、同委員会及び同専門委員会でのご意見を踏まえ、事務局の再検討を提示することを目的としている。

- (1) 設例 6－船舶
- (2) 設例 5－トラックのレンタル
- (3) 設例 7－航空機
- (4) 設例 1－鉄道車両

II. 事務局提案の要約

2. 本資料における事務局提案の要約は次のとおりである。

- (1) IFRS 第 16 号の「設例 6－船舶」、「設例 5－トラックのレンタル」、「設例 7－航空機」は採り入れない提案を変更しない。ただし、リースの識別における指図権の思考プロセスを示すため、改正リース適用指針の付録に IFRS 第 16 号のリースの識別のフローチャートを取り入れる。
- (2) IFRS 第 16 号の「設例 1－鉄道車両」の設例は、採り入れないことに提案を変更する。

III. 第 487 回企業会計基準委員会及び第 121 回リース会計専門委員会における事務局提案

3. 第 487 回企業会計基準委員会及び第 121 回リース会計専門委員会においては、次の提案を行った。

- (1) IFRS 第 16 号の「設例 6-船舶」、「設例 5-トラックのレンタル」、「設例 7-航空機」においては、契約によって異なる可能性が高いと考えられる資産の使用方法を特定しており、設例における判断が基準の求めている判断と解される可能性があることから、これらの設例は改正リース適用指針に取り入れない。
- (2) IFRS 第 16 号の「設例 1-鉄道車両」は、改正リース会計基準に取り入れることを提案している「入替権」の設例であるため、取り入れる。ただし、すでに入替権の設例を取り入れていることを踏まえて、取り入れる必要があるかご意見をお伺いしたい。

IV. 第 487 回企業会計基準委員会及び第 121 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

4. 第 487 回企業会計基準委員会及び第 121 回リース会計専門委員会では、次の意見が聞かれた。

「設例 6-船舶」、「設例 5-トラックのレンタル」、「設例 7-航空機」について

- (1) リースは、判断の明確化とストラクチャリングを歴史的に繰り返しており、設例を取り入れないことに賛成する。
- (2) IFRS 第 16 号の設例を取り入れないことには賛成するが、使用を指図する権利の概念は基準本文のみでは理解が難しいため、実務にばらつきが生じる懸念がある。使用を指図する権利の考え方がわかる基準本文を補足する指針等があった方が良いと考える。
- (3) 使用方法の判断や使用の指図権の概念は基準のみでは理解が難しい。IFRS 第 16 号の設例は断定的に記載されている部分も見られ、誤解を招く可能性があると考えられるが、例えば判断が含まれることを明記して誤解を避ける形で取り入れるなど、思考プロセスの理解に役立つ形で設例を採り入れることを検討頂きたい。
- (4) 設例を採り入れない場合、改正リース会計基準が IFRS 第 16 号と整合的な基準であることから、財務諸表作成者や監査人が IFRS 第 16 号の設例を参照して判断することが懸念される。また、IFRS 第 16 号の設例に ASBJ が賛同していないとの誤解を与える可能性がある。
- (5) リースの影響が大きい、船舶、航空及び小売の設例は残すことを検討いただきたい。

- (6) IFRS 第 16 号の設例は我が国の状況と必ずしも適合しているとは言えないため、我が国の状況にあった設例があると良いと考える。
- (7) 資産の使用方法が事前に決定され、顧客が稼働権を有する場合の設例について、「設例 5-トラックのレンタル」とは異なる形で取り入れられないか。

「設例 1-鉄道車両」について

- (8) 入替権は、比較的理解がし易く、すでに取り入れている入替権の設例で十分であり、「設例 1-鉄道車両」の設例は取り入れない形で問題ないと考える。
- (9) 「設例 1-鉄道車両」は、我が国の状況と異なるため、あえて取り入れる必要はないと考える。

V. 事務局の再検討案

「設例 6-船舶」、「設例 5-トラックのレンタル」、「設例 7-航空機」

5. 第 487 回企業会計基準委員会及び第 121 回リース会計専門委員会では、大きく分けて次の種類の意見が聞かれた。
- (1) 設例を取り入れないことに賛成する。
 - (2) 設例を取り入れないことに賛成するが、指図権に関する思考プロセスを示してはどうか。
 - (3) 前提が異なれば結論が異なる等の記載を行い IFRS 第 16 号の設例を取り入れてはどうか。
 - (4) 設例を取り入れない場合、実務において IFRS 第 16 号の設例を参照することが懸念される。
6. 上記のご意見を受け、次の理由により IFRS 第 16 号の使用を指図する権利の設例である「設例 6-船舶」、「設例 5-トラックのレンタル」、「設例 7-航空機」や、これらを修正した形での設例を取り入れるのではなく、リースの識別に関する定め理解に資するための思考プロセスを示すことが考えられるがどうか。
- (1) IFRS 第 16 号の設例を取り入れる場合、前提が異なれば結論が異なることを記載する場合にも、設例における判断が、基準が求める判断であるとする誤解は防げない可能性があると考えられる。

- (2) IFRS 第 16 号の設例の一部を修正して取り入れる場合、改正リース会計基準が IFRS 第 16 号と異なる解釈をしていると誤解される可能性があると考えられる。
- (3) なお、改正リース会計基準等で記載のない事項について、IFRS 第 16 号を参照することを求めないことは結論の背景において説明することを予定している。
7. リースの識別に関する思考プロセスとしては、IFRS 第 16 号 B31 項にリースの識別に関するフローチャートが定められており、これを改正リース会計基準適用指針の付録に示すことが考えられるがどうか。
8. フローチャートは、次頁の付録案にお示ししている。参照する項番号は、改正リース会計基準適用指針の文案に合わせている。

「設例 1－鉄道車両」

9. リースの識別のうち、「入替権」の設例である「設例 1－鉄道車両」は、すでに「入替権」について、他の設例を取り入れ済みであり、我が国の状況とは異なるため、特段不要と考える、とすのご意見をいただき、本設例は取り入れないことに変更してはどうか。

ディスカッション・ポイント

事務局の再提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

付録案

1. リースの識別に関するフローチャート

(HP では非公表)

以 上